

金沢市歴史的建築物の現状変更の規制及び保存のための措置に関する条例施行規則の制定（案）の概要

1 制定の趣旨

近年、歴史的建築物をその価値を活かして飲食店や宿泊施設、集会所等へ用途を変更し、活用する動きが広がっていることから、本市では、歴史的建築物の活用の可能性を広げ、保存活用の推進を図りたいと考えています。

建築基準法には、市町村の条例により保存の措置等が講じられた建築物について同法の適用を除外できる規定があることから、これに基づき、金沢市歴史的建築物の現状変更の規制及び保存のための措置に関する条例を制定しました。

条例の制定に伴い、金沢市歴史的建築物の現状変更の規制及び保存のための措置に関する条例施行規則を制定し、保存建築物の登録の申請等の様式及び添付図書、申請を不要とする行為等必要な事項を定めます。

2 制定の内容

(1) 保存建築物の登録の申請等

建築基準法の適用を除外できる保存建築物として登録を申請する場合の申請書及び保存活用計画書の様式、添付する図書、保存建築物として登録したときの縦覧事項等を定めます。

(2) 保存活用計画の変更登録の申請等

保存活用計画の変更登録を申請する場合の申請書の様式、添付する図書等を定めます。また、変更登録を不要とする軽微な変更を次のとおり定めます。

- ・ 保存建築物の名称の変更
- ・ 保存建築物の所有者の変更
- ・ 設計者の変更 等

(3) 現状変更の許可の申請等

保存建築物の現状変更許可を受ける場合の申請書の様式、添付する図書、現状変更工事の完了前に建築主等が変更になる場合の届出の様式等を定めます。また、通常の管理行為等のほか、現状変更許可を不要とする行為を次のとおり定めます。

- ・ 保存活用計画書に記載された維持管理に関する事項に該当する行為
- ・ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為 等

(4) 所有者等の変更の届出及び保存建築物の維持管理の記録

保存建築物の所有者が変更になった場合、保存管理責任者を選任した場合等の届出の様式、保存建築物の維持管理の状況を記録するために作成する様式及び図書を定めます。

(5) 調査等に係る身分証明書

市職員が保存建築物等に立ち入り、調査、検査等を行う際に携帯する身分証明書の様式を定めます。

3 施行期日

令和元年10月1日（予定）

《参考》 手順のフロー

保存活用計画の作成 登録申請 ↓	歴史的建築物を活用する際に建築基準法の適用を除外しようとする所有者は、安全性に配慮した建築物の保存や活用の内容を定めた保存活用計画を作成し、保存建築物の登録を申請します。
保存建築物の登録 ↓	市長は、安全性の確保等について保存活用計画を審査の上、支障がなければ保存建築物として登録します。 ※登録後、内容を変更する際は変更登録が必要となります。
<u>建築基準法の適用を除外 (建築基準法上の手続)</u> ↓	<u>建築審査会の同意を得て、建築基準法の適用を除外する指定を行います。</u>
現状変更の許可 ↓	改修工事等を行う際は、保存活用計画に基づき事前にその内容を申請し、現状変更許可を受けます。
工 事 実 施 ↓	許可に基づき工事を実施し、工事完了後は、許可の内容に適合しているかどうかについて市長の検査を受けます。
維持管理記録の作成 報告	定期的に保存建築物の維持管理記録を作成して保存し、市長の求めに応じて報告します。